

動薬協会発 17号
平成25年4月8日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顯
(公 印 省 略)

北朝鮮に対する全面輸出入禁止措置等の継続について (依頼)

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班
長より通知がありましたのでお知らせします。

事 務 連 絡
平成 2 5 年 4 月 5 日

日本動物用医薬品協会
伊藤 専務 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
薬事監視指導班長

北朝鮮に対する全面輸出入禁止措置等の継続について（依頼）

今般、別添のとおり通知がありましたので、内容をご確認の上、貴会会員に周知のほど、お願い致します。

<連絡先>

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
薬事監視指導班 金子

電話：03-3502-8701

メール：yakuji_kanshi@nm.maff.go.jp





24 国際第 1176 号
平成 25 年 4 月 5 日

消費・安全局長 殿

総括審議官（国際）

北朝鮮に対する全面輸出入禁止措置等の継続について

平成 18 年 10 月 14 日より北朝鮮からの輸入禁止等の措置を、平成 21 年 6 月 18 日より北朝鮮への輸出の禁止等の措置を実施しているところですが、4 月 5 日の閣議決定により、北朝鮮とのすべての貨物の輸出入禁止等の措置が平成 27 年 4 月 13 日まで延長されます。

つきましては、下記の事項に十分御留意いただきますよう、貴局庁関係団体及び団体傘下企業等に周知のほど、お願いいたします。

なお、農林水産省としては、この輸出入禁止措置の適切な実施に資するよう、大臣官房国際部国際経済課貿易関税等チーム貿易企画班（電話：03-6744-1501）において、関係業者等からの問い合わせに必ず応ずることとしておりますので、併せて御周知ください。

記

1 輸出入禁止措置

- (1) 北朝鮮を仕向地とするすべての貨物について、輸出を禁止。
- (2) 北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について、輸入を禁止。

2 輸出入禁止措置に関連する措置

- (1) 北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を禁止。
- (2) 輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入代金の支払を禁止。

経済産業省ホームページのサイトにも措置について掲載される予定ですので、そちらも参照下さい。

※URL：http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/kitachosen.htm



平成 25 年 4 月 5 日

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮輸出入禁止措置の継続

経済産業省は、「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成 25 年 4 月 5 日閣議決定）に基づき、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入禁止等の措置を継続することとしました。

本措置は、これまで 1 年毎に継続のために延長してきたところですが、北朝鮮をめぐる諸般の情勢を総合的に勘案し、北朝鮮がこれ以上の挑発行為を控え、諸懸案の解決に向けた前向きで具体的な行動をとるよう強く求めるため、上記閣議決定において、「2 年間」延長することとされています。

具体的な内容は、以下のとおりです。

1. 措置の内容

- (1) 北朝鮮を仕向地とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸出承認義務を課すことにより、輸出を禁止します（関係条文：外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 48 条第 3 項）。
- (2) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止します（関係条文：外為法第 52 条）。
- (3) これらの措置に万全を期すため、次の取引等を禁止します。
 - ① 北朝鮮と第三国との間の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）（関係条文：外為法第 25 条第 6 項）
 - ② 輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入代金の支払（関係条文：外為法第 16 条第 5 項）
- (4) 人道目的等に該当するものについては、措置の例外として取り扱うものとします。

2. 措置の期間

上記の措置は、平成 25 年 4 月 14 日から平成 27 年 4 月 13 日までの間、実施します。

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 吉田 泰彦

担当者： 矢野、神戸

電話：03-3501-1511（内線 3241）